

改
維
ま

I. 発生時間 A.M 3時 30分頃
 OP.M

II. 発生状況

小掘削現場で、埋戻し用材料の到着を待っている間、本を読みながら歩いていた歩行者が掘削内に落ち腰部を痛め、全治10日間の負傷をした。

III. 発生原因

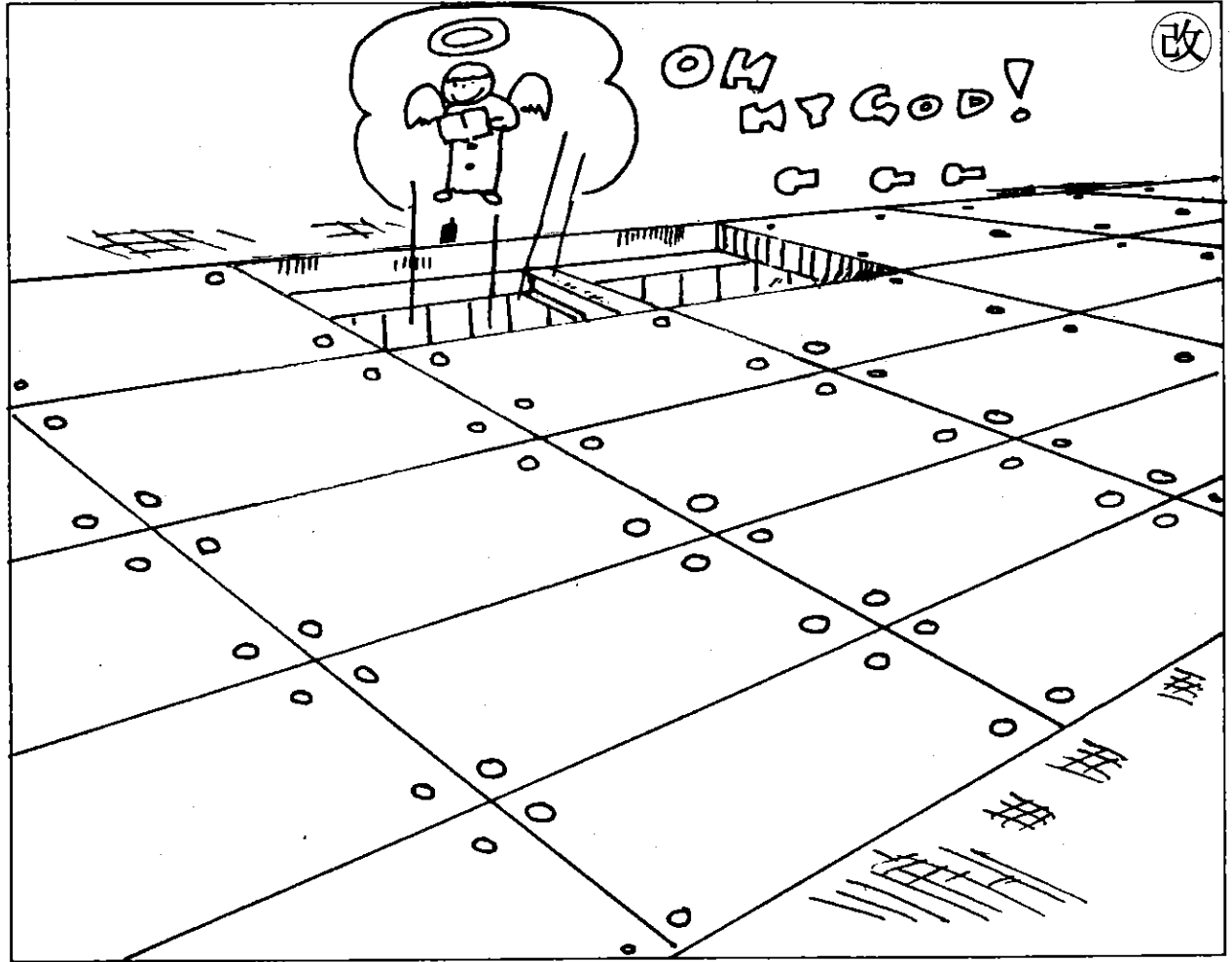
保安施設の設置不十分。

保安柵が小さく設置してあったのみで、交通誘導員等の配置はなかった。

IV. 対策

例え短時間であっても、道路使用許可条件に合った保安施設を設置し、交通誘導員を配置しておくべきである。

人孔よりの第三者転落事故も発生しているので、開口部の保安施設における転落防止策について十分に対策を採る。



I. 発生時間 A.M 11時 00分頃
 O.P.M

II. 発生状況

共同溝工事において横断歩道上の路面覆工部を開口し下水道管路布設工事を施工中、転落防止措置を講じなかったため歩行者が開口部から転落死亡したもの。

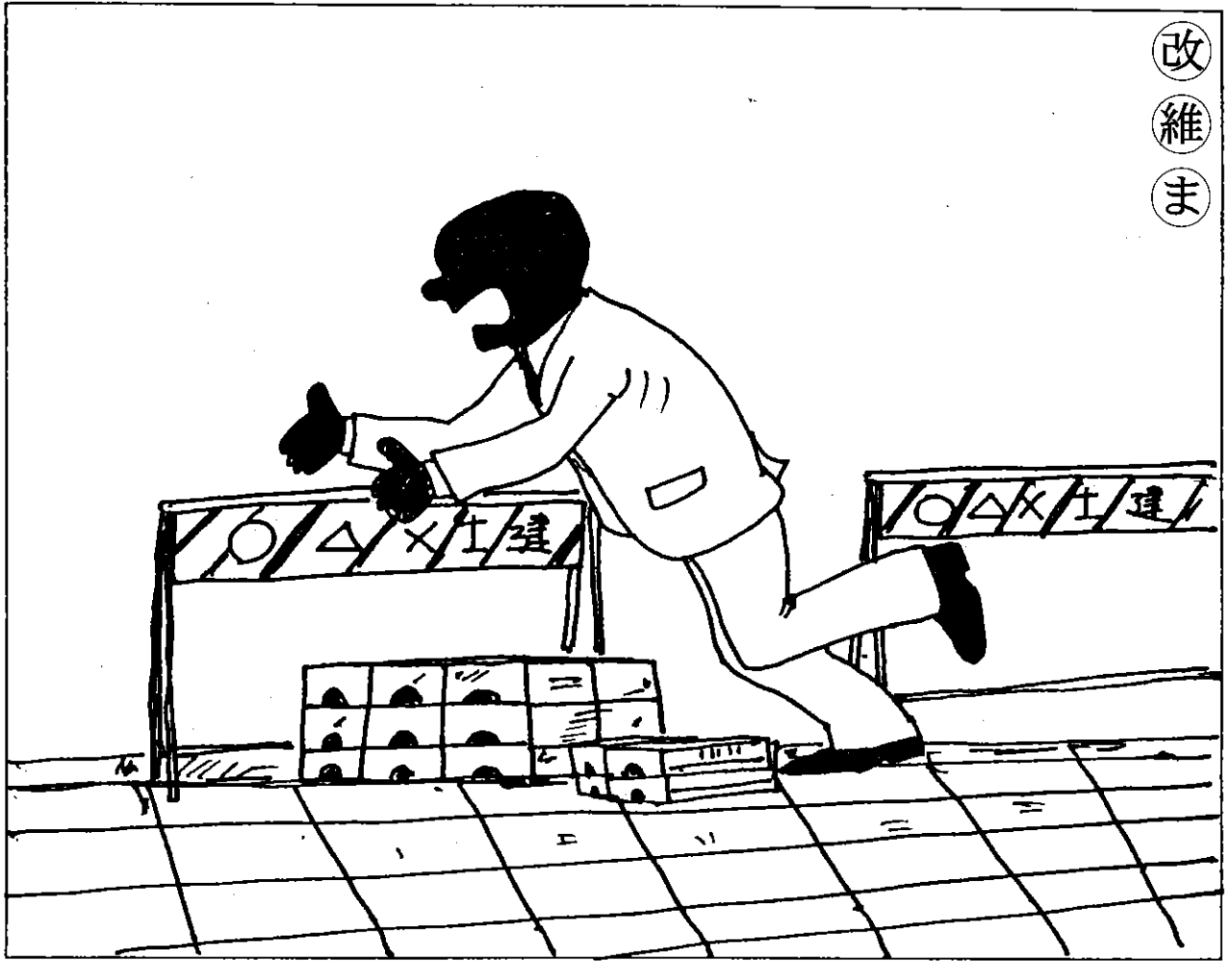
III. 発生原因

安全施設の設置不十分。
 交通誘導員の無配置。

IV. 対策

横断歩道は歩行者が道路を横断するために設けられたものであり、横断歩道の移設等については特設の配慮を必要とする。 本件のように横断歩道部を開口する場合は、十分な安全施設を設置することは勿論、交通誘導員を配置し、その誘導によって歩行者が横断できるよう現場責任者は特に配慮する必要がある。

改
維
ま



I. 発生時間 ○A.M 11時 00分頃
 P.M

II. 発生状況

インターロッキングブロック舗装完了後、残ったブロックを歩道上に放置しておいたため、歩行者がつまずいて、右足首を擦過させた。

III. 発生原因

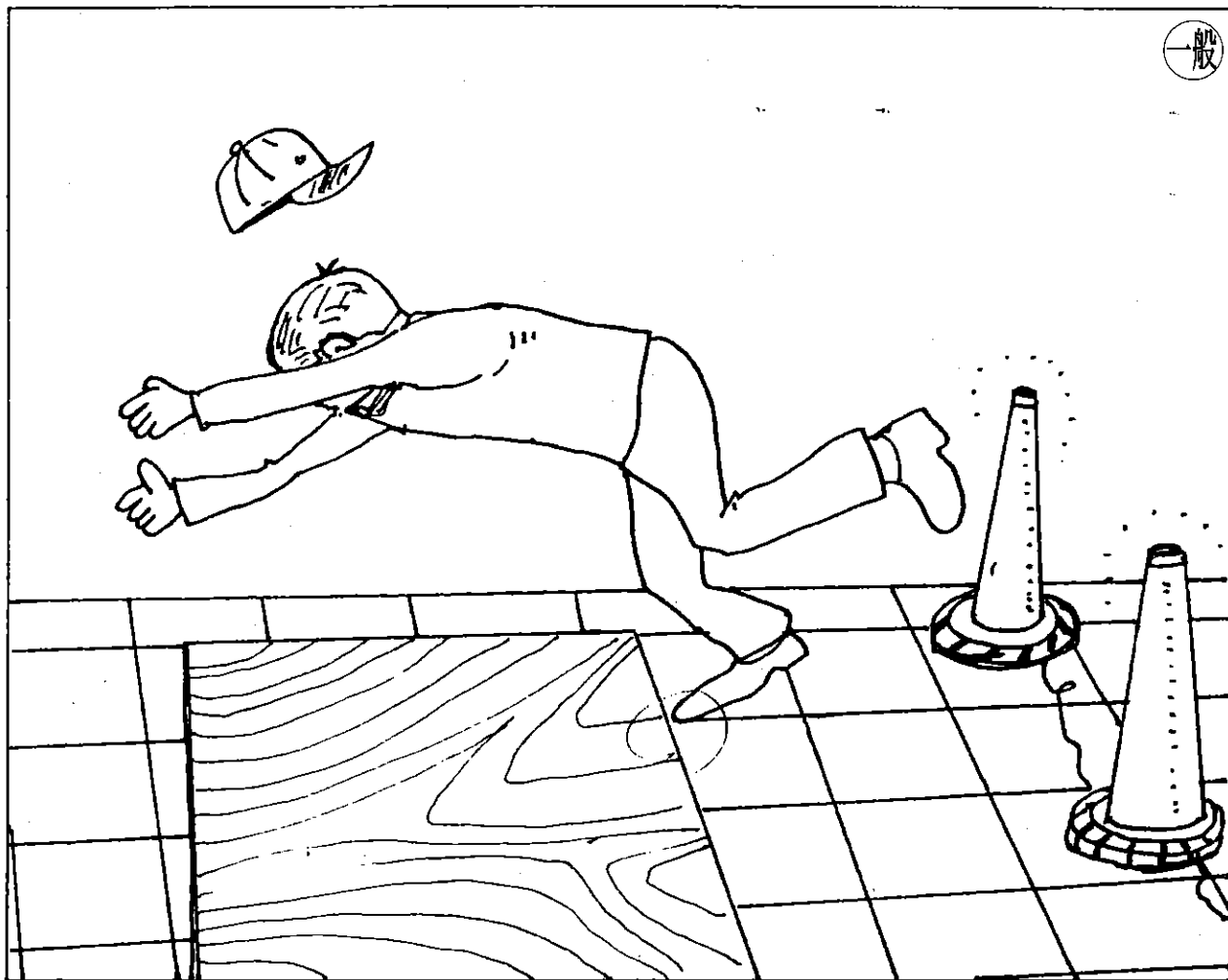
歩道上に資機材の放置。

保安施設の不備。

IV. 対 策

工事完了後、資機材は直ちに撤去し、交通を開放すべきである。

止むを得ず資機材の撤去が遅くなるような場合は、短時間であっても完全な保安施設を設置し、事故防止を図る必要がある。



I. 発生時間 A.M
 OP.M 5時 00分頃

II. 発生状況

公共ます工事を深夜間作業により施工中、舗装用表装タイル材料（現場商店街支給）が不足したため、仮復旧の上、ベニヤ板（厚10mm）で歩行者通路を仮設し、赤色カラーコーンで照明し注意標識を設置しておいたが、歩行者が継ぎ目につまずき、右ほほを負傷した。

近年道路上の作業用ケーブル、ホースが原因で歩行者、自転車の転倒事故が多く発生し、歩行者が負傷している。

III. 発生原因

保安施設の不備。

仮復旧不十分。

保安施設における交通誘導員の不適正配置。

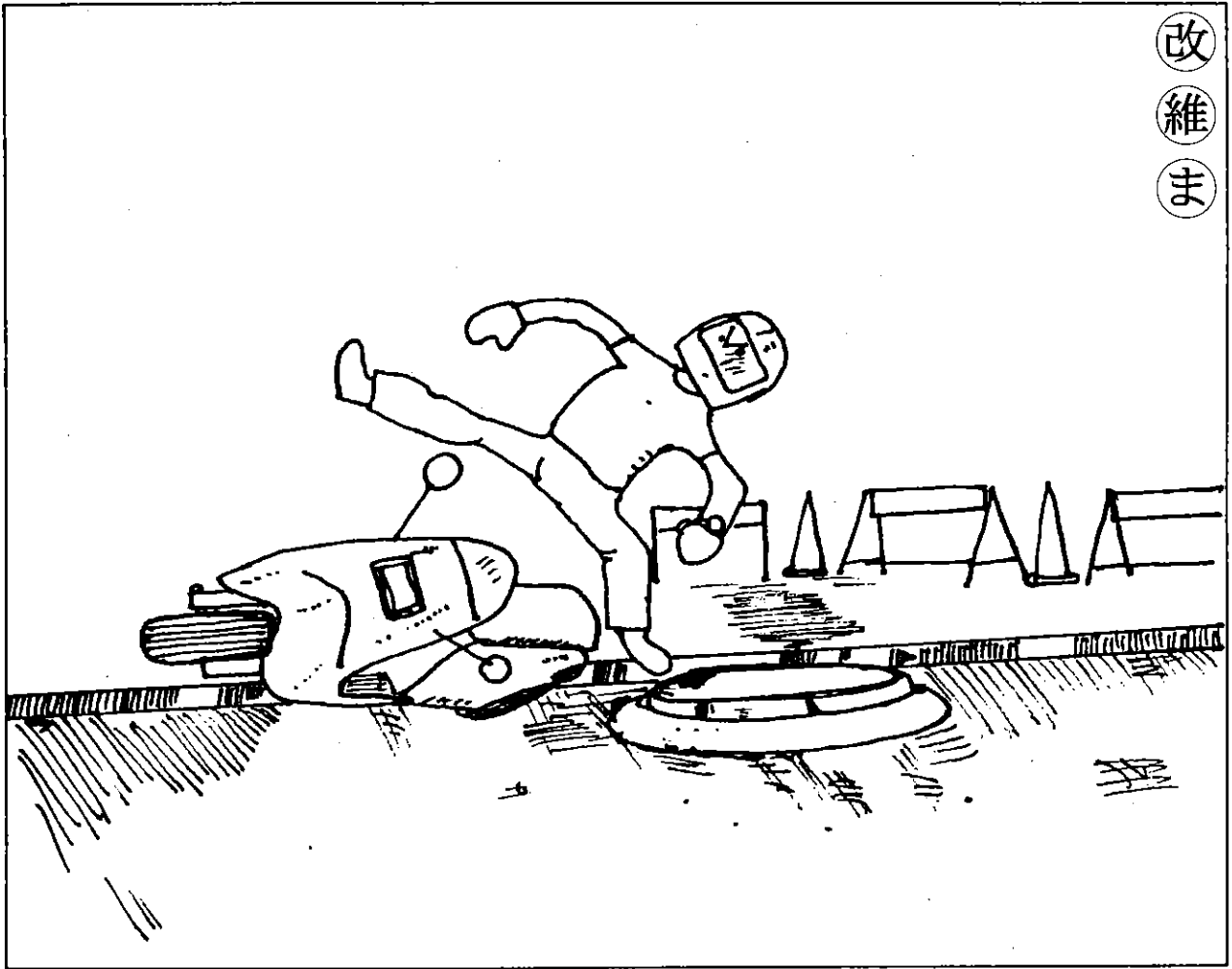
IV. 対策

やむを得ず、ベニヤ板等で応急措置を行った場合は周囲全体に保安施設を設置し、歩行者を通さない措置をとる方が事故防止上万全である。

段差等が生じる作業をする場合、ゴムマット等で養生をし転倒防止を図る。

交通誘導員を含めた全作業員に対し、安全教育・安全訓練の徹底。

改
維
ま



I. 発生時間 A.M 0時 50分頃
 OP.M

II. 発生状況

車両通行止め規制により、路面切削工事中、作業帯内にバイク（50cc）が侵入し、マンホール部分の切削断面（深さ5cm 段差未すり付け）に乗り上げてハンドルを取られて転倒し、顔面打撲負傷。

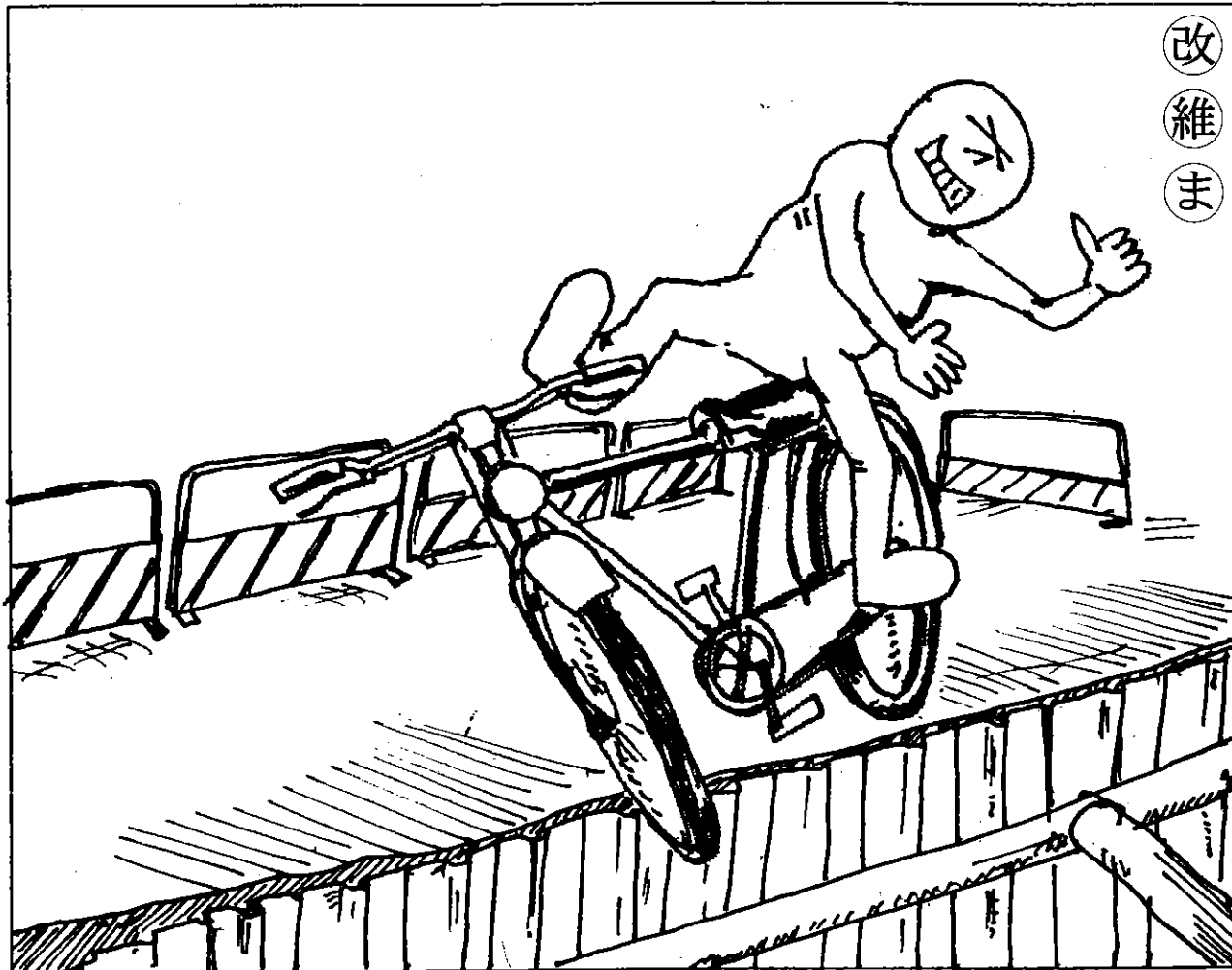
III. 発生原因

段差すり付け不十分。
保安施設の不備。

IV. 対策

バイクが車両通行止めで施工中の作業帯内に侵入してきた過失はあるが、保安施設が完備され、交通誘導員が適切に誘導していれば、バイクの侵入は防げたのではないと思われる。
仮にバイクが侵入してきても、切削断面のすり付けが行われていれば、事故は未然に防ぎ得たかもしれない。

改
維
ま



I. 発生時間 ○A.M 2時 30分頃
P.M

II. 発生状況

下水管補修工事現場内に、自転車が保安柵による囲いのすきまを交通誘導員の制止を無視して入り、掘削溝に前輪から突っ込み転倒、自転車利用者に顔面打撲擦過傷、右膝打撲等全治14日間の負傷をした。

III. 発生原因

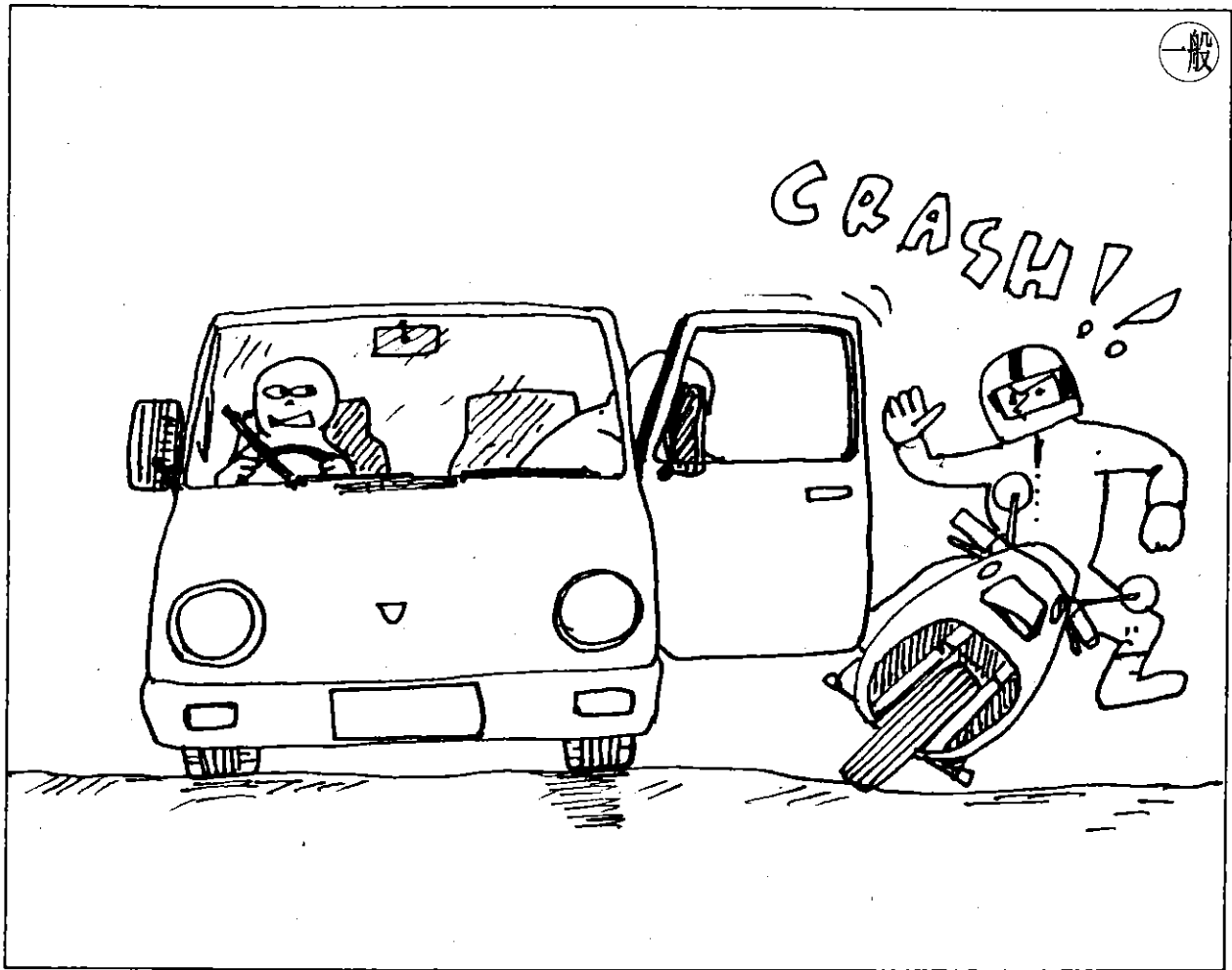
相手方の不注意、交通誘導の不適切。

保安施設を無視し、作業帯内に侵入した相手方の過失も大きいですが、交通誘導員の措置も、不適切であったと思われる。

IV. 対策

交通誘導員は、通行者の中には、飲酒している等必ずしも正常な状態にない者も含まれていることを念頭に置き整理誘導にあたる必要がある。

作業前に責任者と交通誘導員が十分に打ち合わせをする。



I. 発生時間 ○A.M
 P.M 10時 00分頃

II. 発生状況

下水道調査のため幅員4.0mの私道を最徐行しながら進行し、調査地点を発見したので停車後、同乗者が後方を確認せず助手席ドアを開けた為、後方から来たバイクのハンドルに触れ、バイクは転倒、運転者が負傷した。

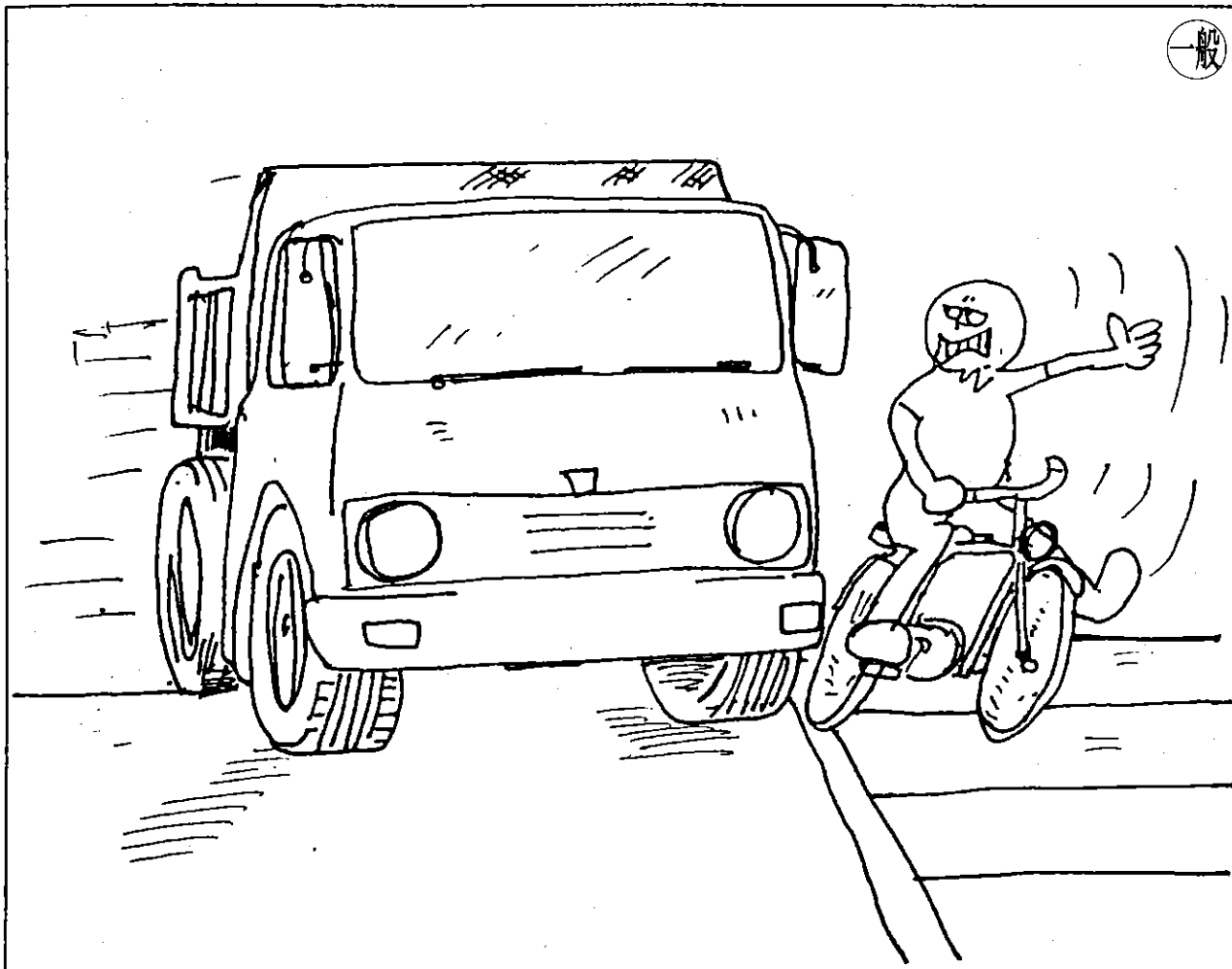
III. 発生原因

扉の開閉の際の後方安全不確認。

IV. 対策

助手席に同乗者がある場合、運転者はその乗降に便利のように左側を広くあけて停車することが多い。そのためそのあいている部分にバイクや自転車が侵入して来ている場合があり不用意にドアを開けると本件のような事故が発生する。

ドアの開閉については、後方確認の習慣を身につけさせるよう教育が必要である。



I. 発生時間 A.M 6時 00分頃
 O.P.M

II. 発生状況

ダンプカーが青信号で左折する際、横断歩道を渡ってきた自転車と衝突。 自転車利用者が腰部を打撲し、全治14日間の負傷をした。

III. 発生原因

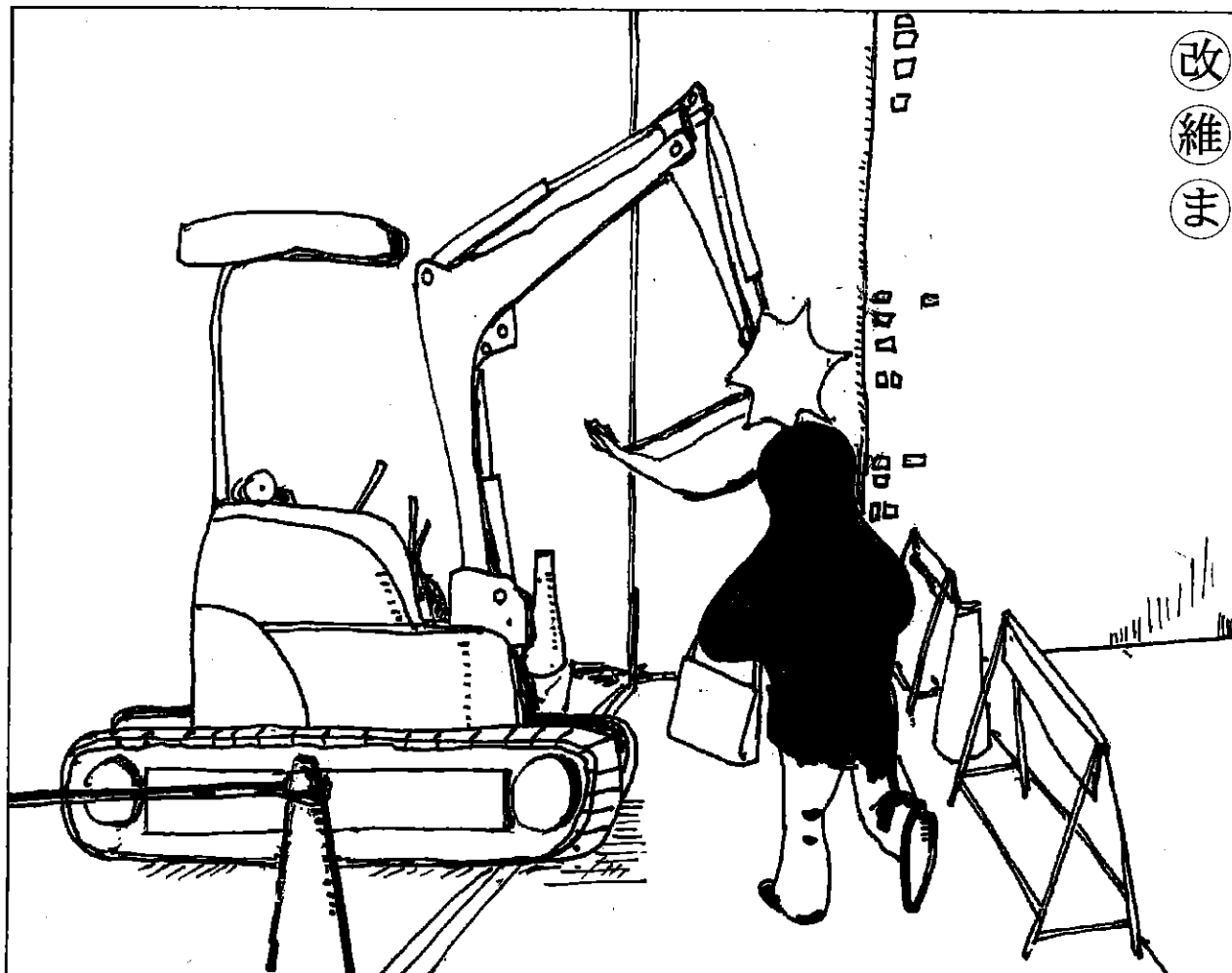
前方不注意。

交差点で左折する際の安全確認が不十分であった。

IV. 対策

車が交差点で右・左折する場合、とかく横断中の歩行者のみ気をとられがちであるが、本件のように急に横断してくる自転車・バイク等もあり、横断歩道の手前で一時停止するか徐行して左右の安全を再確認する必要がある。

改
維
ま



I. 発生時間 A.M
 O.P.M 1時 20分頃

II. 発生状況

堀削内山留施工中、バックホウのオペレーターが作業を手伝いアームを降ろし忘れ、歩行者が（作業帯内に会社の出入り口があるため）進入しバケットに頭部を接触し負傷した。

III. 発生原因

オペレーターの本バックホウの降ろし忘れ、作業帯内歩行者通行通路等の不備等

IV. 対策

車輛を運転する場合、前後左右の安全を確認するのが常識であり、安全教育の徹底が望まれる。又、交通誘導員を配置しないのは重大な過失である。重機を使用する場合、エンジンを止め、アームを降ろし止むを得ず、作業帯内に歩行者を通す場合、交通誘導員を配置し、作業中止等の処置をし、歩行者の安全確保を行う。